

第1章 理念・目的

1. 目的・目標

(1) 建学の精神，大学の理念

明治大学は、1881年（明治14年）創立時に公表した『明治法律学校設立ノ趣旨』に示された「権利自由」、その後、1903年（明治36年）、専門学校令による明治大学開校にあたっての岸本校長演説『明治大学の主義』で述べられた「独立自治」を、建学の精神として今日まで受け継いでいる。

また、2011年度に創立130周年を迎えるにあたり、建学の精神と本学の使命を再確認すると同時に、10年後の本学の将来像（ビジョン）とそれを実現するための重点施策を示した「明治大学グランドデザイン2020ービジョンと重点施策ー」を策定した。同グランドデザインでは、建学の精神及び本学の使命を次のとおり定義し、本学建学の経緯から、建学の精神と使命について詳細な説明を行っている（資料1－1）。

— 建学の精神 —

権利自由

独立自治

— 使 命 —

世界へー『個』を強め、世界をつなぎ、未来へー

知の創造と人材の育成を通し、自由で平和、豊かな社会を実現する

(2) 養成すべき人材像及び教育研究上の目的

「明治大学グランドデザイン2020ービジョンと重点施策ー」において、建学の精神に基づき、「強い『個』を育成する」ことを本学の教育の役割として、「国際的に通用する多彩な個性と、自由と自治の精神を有する人材を養成する」と養成すべき人材像を示すと同時に、教育、研究、社会連携、国際連携、学生生活支援、大学の社会的責務についてのビジョンを示している（資料1－2）。

また、2008年4月施行の大学設置基準等の改正において、大学による人材養成の目的その他の教育研究上の目的の制定及び公表が義務化されたことを受け、全学的に人材養成等の目的について再検討し、学科ごとの人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に規定（別表9関係）し、2008年10月に施行した（資料1－3）。また、大学院についても、2007年4月施行の大学院設置基準の改正において、各大学院による人材養成の目的その他の教育研究上の目的の制定及び公表が規定されたため、大学院学則（別表4）に規定し、2009年4月に施行している（資料1－4）。

2. 現状（2010年度の実績）

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

① 理念・目的の確立とその明確化

明治大学は、1881（明治14）年1月17日、近代国家としての自立が急務となるなか、まだ30歳たらずの青年法律家であった、岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操によって明治法律学校として創立した。当時は、自由民権運動のさなか、天賦人権が声高に叫ばれ、国会開設運動が全国的に展開された時代であった。こうした時代のなかで、創立者たちはフランス人法学者ボアソナードに師事し、また岸本、宮城の両名は留学して近代フランス法学を修めた。その3人は、わが国近代の草創期に自由・平等の人権思想を基礎とした近代フランス法学の普及が急務であるという認識をもって、「わが国の近代市民社会を担う聡明な若者を育てたい」という想いで、本学を創立したのである。このことは『明治法律学校設立ノ趣旨』において「社会ノ権利自由」の自覚を唱え、日本近代化の根本として法学教育の重要性を強調し、「公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シテ其真諦ヲ拡張」するため「同心協力一校ヲ設立」したとの記述に現れている。

その後、明治法律学校は、産業構造の変化に伴う商業・貿易実務等実業に対応した「商科」を増設し、1903（明治36）年、専門学校令による文部省の認可を得て「明治大学」に昇格した。開校に当たり、岸本校長は『明治大学の主義』によって「官立は全く私立に勝るとも断言するを得ず敷地の広き建築の大なる器具図書等の備われる又紀律の厳なる凡そ此等形式上の事項は官立固より概して私立に勝るへし然れども学問の独立、自由を保ち自治の精神を養ひ人格の完成を謀ることは私立却て官立に勝ること」と主張し、ここにおいて「学問の独立、自由、自治の精神」を明治大学の建学の精神として追加したのである。さらに、岸本校長は「学校教育なるものは此の如く知識を学生に注入するに非ずして却て学生の知識を開発するに過ぎず諸君が最後の教育者、最上の教育者は諸君自身たることを記憶せんことを要す」と述べ、本学の教育方針を「開発主義にして又自由討究主義なり」としたのである。

ここにおいて、『明治法律学校設立ノ趣旨』で示された「権利自由」、『明治大学の主義』で述べられた「独立自治」は、本学の理念・目的として確立し、その後の本学発展の礎として今日まで連綿として受け継がれている。

② 実績や資源から見た理念・目的の具体化とその適切性

人材育成の具体的目標である『『個』を強くする大学』の実現に向けて、2004年には、新学部「情報コミュニケーション学部」及び法科大学院、行政大学院（ガバナンス研究科）、ビジネススクール（グローバル・ビジネス研究科）等の3専門職研究科を開設した。

また、2004年度に就任した納谷学長は、「外部評価に耐えうる大学を目指すべきである。」との新たな大学改革の方針を打ち出している。その内容は、「①大型研究プロジェクトやCOEなどにも十分に適応しうる研究環境の整備、②和泉キャンパスにおける教育研究環境に関するランドデザインの策定とその具体化、③法科大学院など社会の流動性に応じたプロフェッショナル教育の体系化と教育内容、④研究成果の社会への還元、⑤アカデミーコモンを拠点とする生涯教育の展開、⑥国際共同研究など国際交流事業の推進、⑦学生の生活環境の改善、⑧社会的関心が高いスポーツの振興」など、教学が取り組むべき課題を具体的に提示した長中期に達成すべき戦略ビジョンであった（資料1－5）。このビジョンは学長が毎年度策定する「年度計画書（学長方針）」に取り入れられ、(1)教学運営体制の整備、(2)教育体制の整備、(3)研究体制の整備、(4)大学の社会貢献を四つの具体的な基本方針としてまとめられている（資料1－6）。この「年度計画書（学長方針）」は、毎年度「学長室自己点検・評価報告書」によって評価されており、学長スタッフ会議における審議によって、次年

度の年度計画書に評価結果を反映させることで、着実に改革に取り組んでいる。

重要課題の推進にあたっては、学部教授会、大学院委員会及び研究科委員会（研究科教授会）を基礎として、学部長会及び連合教授会にて全学的な合意形成を行っている。

さらに、機能別に設置された全学的な委員会である教務部委員会、学生部委員会、また機能別に分科された国際連携機構、研究・知財戦略機構、社会連携機構、教育開発・支援センター等で合意形成を行っており、迅速な課題解決を図っており、また新しい案件や全学的に調整が必要な事項は、学長スタッフ会議が検討の場となっており、柔軟な大学運営を可能としている。

これら教学諸機関は、法人理事会及び評議員会との緊密な連携を保っている。教学の重要案件を審議する学部長会には、6名の常勤理事のうち教務担当、学務担当、施設計画担当の3名がオブザーバーとして参加し、また学部長は全員が職務上の評議員として評議員会に参加している。また、学部長会と理事会の開催スケジュールも事前に調整され、案件が迅速に検討できる体制が組まれている。また、2004年4月発足した法人理事会の方針に学長方針が取り入れられていること等から、その連携関係を示すこともできる。

2010年度は学長方針に謳われた「世界に開かれた大学へ」の実現に向け、本学の国際化を推進するために、国際連携機構、各学部を中心として、海外拠点の開拓、協定校の充実、多様な留学生の受け入れ、海外プログラムの推進に関する数々の政策を実施した。これら施策の展開のために特任教員の任用、国際交流業務に精通した既卒職員の採用等の人的資源の充実に努めると同時に、政策経費において国際化推進のための予算を、学長方針として優先的に措置した。

教育体制の整備にかかる新学部等の設置計画では、2010年度には、設置大綱が承認されているスポーツ科学部（仮称）、先端数理科学研究科（仮称）、教員養成専門職大学院、教養系新学部の設立についても検討が進められた。2010年度には、設置大綱が承認されているスポーツ科学部（仮称）、先端数理科学研究科（仮称）、教員養成専門職大学院、教養系新学部の設立についても検討が進められ、総合数理学部（仮称）の設置については2013年度設置に向け具体化を図った。

学科・コースの見直しに加え、文部科学省の教育改革支援事業（G P）の採択によって特色ある教育課程を編成し、理念・目的の具現化を図っており、2010年度には、政治経済学部が「大学生の就業力育成支援事業」で採択を受けている。正課教育外の取組みとして、「M-Navi プログラム」（2007年度学生支援G P）では、新入生合宿、六大学野球観戦や、箱根駅伝応援を企画し、個々の学生のアイデンティティの確立と大学コミュニティへの帰属意識とを結びつけ、本学で学ぶ意味を体験させるプログラムを実施しており、社会貢献分野でも、リバティアカデミー（2007年度社会人学び直しG P）が「社会に開かれた大学」という本学の理念を具現化するため、地域活性化に資する社会人教育を行っている。これらG Pにはそれぞれ評価委員会が設置され、常時、諸活動の見直し・検証が行われてきた。年に1回「明治大学G P採択事例報告会（教育改革支援本部主催で2010年11月26日に第4回を開催）として、報告会を開催するなど、その成果を公表するとともに、支援体制などG Pへの取り組みの問題点の提起なども行い、情報の共有を図っている。

③ 個性化への対応

今後予想される少子化・社会環境の変化という厳しい時代の中、前述の理念・目的を実現

するためには全学の歩むべき目的となるビジョンが必要となる。このため、2010 年度には「明治大学グランドデザイン 2020ービジョンと重点施策ー」を策定しその中で建学の精神に基づく本学の使命を示している。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

① 構成員に対する周知方法と有効性

建学の精神、各学部における求める人材像及びその他教育研究上の目的等は、在学生については、ホームページを通じて周知している他、学部シラバス、学部便覧の冒頭に掲載している。また、学生部編集の『キャンパスハンドブック』では、「明治大学発祥の地の碑文（東京都千代田区有楽町）」や「明治法律学校設立の趣旨（原文、現代語訳）」を掲載し、建学の精神の理解を深める工夫をしている（資料1－7）。さらに、学生向け広報誌「M-Style」では「大学史の散歩道」を連載し本学の精神を歴史的に振り返り、図書館では明大文庫を設置し明大関連のアーカイブを構成、大学史、学部の百年史などを学生の閲覧に供している。

さらに、明大への帰属意識を高め、建学の精神を体得するための取り組みとして、正課外教育として年間を通じて「M-Navi プログラム」を実施している。参加者は毎回定員を満たし、学部を超えた交流から、体験的に本学の精神を学び、生み出す貴重な機会となっている。そして、何よりも「明治大学校歌」には「権利自由」「独立自治」の一節が詠われ、カレッジスポーツの応援や、ゼミナールの会合等において多くの学生に歌い継がれ、建学の理念として本学のシンボルとなっているのである。

このほか、大学構成員（教職員）には、「学長室だより」（資料1－1）を通じて、グランドデザインの他、学長方針を周知すると同時に、本学の理念や目的及び教育・研究等に関するトピックを広く社会に伝えるため、広報課にて報道各社に配信しているプレスリリースを、学内にも配信し、理念・目的についての最新情報を構成員で共有している。また、1997 年からは正課科目として学部間共通総合講座として「日本近代史と明治大学」も開講したり、さまざまな記念行事に在学生の参加を促すことを通じて建学の理念・目的の歴史的意義を周知したりしている。

② 社会への公表方法

受験生に対しては、『大学ガイド』『学部ガイド』のほか、オープンキャンパス等で紹介し、在学生父母や卒業生には広報紙「明治大学広報」（月刊）及び広報誌『雑誌明治』（季刊）を通じ、さらに前者は父母会懇談会への教職員の派遣、後者は校友会全国大会や各支部総会への教員の派遣、ホームカミングカミングデーなどを通じて周知している。新任教職員には、新任研修において建学の理念・歴史などを示している。

また、ホームページを積極的に活用し、広く、タイムリーに、ステークホルダー及び社会一般へ情報を発信している。特に 2010 年度は、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づき、より開示性が高く情報が統合された形で、ホームページにて新たに教育情報の公表を実施した（資料1－8）。このほか、2011 年 11 月の本学創立 130 周年に向けて、特設サイトの開設、ニューズレターやパンフレット、記念広報誌の発行、新聞広告の掲載、プレスリリースの配信など多様な広報活動を展開し、本学のステークホルダー及び広く社会に対し、本学の基本理念や未来への姿勢を訴求した。

こうした理念や将来像をわかりやすく学外に説明するために、2010 年度からホームペー

ジにおいて「学長スタッフによる教学政策の解説（学内ニュース解説）」の配信を開始した。この取り組みは、これまでのニュースリリースがストレートニュース形式であり政策的意図を伝える工夫は少なかった反省を踏まえ、教学改革の背景や検討経過を丁寧にまとめ、本学がどのような意図をもって実施する施策であるのかを公表するもので（資料1－9）、新学部の検討や新しい施設の開設、社会動向への対応方針等を公表している（資料1－10）。

さらに明治大学博物館には、大学史資料センターによって本学の歴史を語る常設展示室を設け、一般に開放している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学は1991年の大学設置基準の改正を受け、教育基本法及び学校教育法に基づき、1992年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」（同条2）旨の学則改正を行った。この学則改正を受け、本学は自己点検・評価の実施に向けた活動を開始し、1997年度に大学基準協会への相互評価を申請・認定を得た。この結果と成果を受け、自己点検・評価体制の在り方を再度見直し、改めて自己点検・評価活動を弛みない大学改革の一環として位置づけ、1998年以降、毎年、自己点検・評価を実施している。2007年には同協会の大学評価（認証評価）を受審し、2007年3月11日付けで適格判定を受けた。しかし、この認証評価において、「理念・目的の検証については必ずしも十分ではなく、より一層の浸透を図ること」が指摘されており、2008年度には、『改善アクションプラン（3ヵ年計画）』を策定し、2010年度まで3ヵ年にわたる計画的な改善を行ってきた（資料1－11）。

また、こうした自己点検・評価における検証結果は、学長スタッフ会議における「教育・研究年度計画の策定にあたって（学長方針）」に取り入れられ、長中期的な視点から本学が目指す方針として全学に周知されている（資料1－12）。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

- ・ 「明治大学グランドデザイン2020－ビジョンと重点施策－」を策定し、建学の精神を再確認し、大学の理念を示し、理念に基づく教育、研究、社会連携、国際連携、学生生活支援、大学の社会的責任の各領域について、ビジョンを策定している。
- ・ これまで本学は、「権利自由」「独立自治」の建学理念に基づき、『『個』を強くする大学』という教育目標のもと、常に時代の要請に応えながら、明治法律学校創立以来、多様な改革を推進している。特に、2004年以降の新学部、新研究科の設置に見るように、近年の急速な社会変動に的確に呼応している。さらに、この教育目標は、各学部・各研究科の特色を活かしたプログラムに反映されつつある。その結果、現在までに40万人を超える卒業生を、法曹界、実業界はいうに及ばず、スポーツ界、芸能界等々にも多才な人材を輩出している。本学の建学理念・目的が、人材育成で目に見える形で発揮されており、人材養成の等の目的として適切である。「権利自由」「独立自治」の建学理念に基づき、教育目標の検証が常に行われており、学長方針等において、わかりやすい表現で、学内外に周知されている。
- ・ 大学改革の方針や目的等は、毎年度実施されている『教育研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）』の作成時に、「学長室自己点検・評価報告書」に基づき、学長スタッフ会議による検証がなされ、さらに各学部等の年度計画書の策定において実際の教

育・研究に反映しながら現場感覚を生かした検証もなされている。さらに、各学部等においては、学部ガイドの作成や周年行事を、教育目標を見直すきっかけとしている。

- ・ 学生生活の分野においても、M-N a v i プログラムでは、参加学生にアンケートを実施して、目的・目標の達成度の点検も行われており、次年度に向けての改善に繋げている。
- ・ 社会貢献、地域連携の分野においても、鳥取県や孺恋村（群馬県）や新宮市（和歌山県）における「社会人学び直しプログラム（社会人学び直しG P）」においては、連携自治体関係者、地域住民へのアンケートやインタビューを基に目的・目標の達成度の点検・評価を行い、評価報告書における提言を次年度に向けての改善に繋げたり、図書館における教育的取り組み（特色G P）においてもプログラム評価が実施されたりする等、各部門単位で多様な検証が行われている。
- ・ 本学のステークホルダーを含め、学内外の不特定多数が常時閲覧可能なホームページ上で、より開示性が高く情報が統合された形で本学の教育情報の公表が実現したことで、本学が担う社会的責任の一端を果たすことができた。
- ・ 外国語での情報発信に関しては、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語により、国際化への取り組みを中心とした情報を随時公開し、広く情報発信を行っている。
- ・ プレスリリースの配信数と内容の向上により、本学の教育・研究や取り組みがマスコミに取り上げられるケースが飛躍的に増え、プレスリリースによる大学の理念・目的の周知が有効であることが示された。
- ・ 学長室ホームページ「学内ニュース解説」は、日頃、これまで公表されることの少なかった教学改革の政策的背景や意図をわかりやすく公表するユニークな取り組みで、社会に本学の方向性を示すコミュニケーションツールとなっている。

(2) 改善すべき点

- ・ 認証評価結果では、「建学の精神・教育目標は『学部シラバス』『学部便覧』等を通じて広く周知されているが、その検証は必ずしも十分ではなく、より一層の浸透を図ることが求められる」という指摘や、2006 年度の自己点検・評価結果に対する評価委員会からの評価でも「個を強くする、という教育目標の成果について、その具体的な成果を示す点など、なお改善の余地が残されている。」という指摘がある。また、2007 年度の評価委員会評価結果においても、「「権利自由」「独立自治」という建学の精神を具体化させている諸活動を抽出し、教育・研究、社会連携活動の指針等を定め、生き生きとした学生、教員の姿に焦点をあてた理念・目的の検証方法を検討するべきである」と指摘を受け、建学の精神の具現化、周知、浸透については課題となっている。
- ・ 学生への周知の1つとして、正課教育では、学部間共通総合講座「近代史と明治大学」などを実施しているが、その成果について検証する基準や仕組みは不十分である。キャリア教育を始めとする正課外教育においても、建学の精神を意識した活動が重要であり、その検証システムについても今後の課題となっている。
- ・ 創立130周年基本コンセプト「世界へー『個』を強め、世界をつなぎ、未来へー」に基づく国際化や、G C O E 採択や機構の立ち上げなど研究拠点の充実などについて、広報紙・誌において積極的に取り上げ、より分かりやすい形で本学の国際化・研究拠点化を浸透させることが課題となっている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 学長室では、全学グランドデザインに建学の精神に基づき「強い『個』を育成する」を教育の役割として具体的な事項を掲げ、これを学内に周知させるべく 2011 年 5 月発行の「学長室だより」で学内に配布したが、これをより一層見やすくした冊子の作成やホームページへの掲出等より、大学構成員や社会への周知方法を多様化する。
- ・ 学長室において、グランドデザインにより再確認された建学の精神や大学理念を齟齬なく各種媒体に掲出するよう全学的な取り組みを行う。
- ・ 2011 年度は創立 130 周年の当該年度となるため、各種周年関連事業の進捗状況と合わせながら、広報課では民間のプレスリリース配信サービスを活用する等、新たな手法を導入して「本学の特色ある活動、生き生きとした学生、教員の姿に焦点をあてた」効果的な広報活動を通じて、理念・目的をわかりやすく伝える。
- ・ 広報課において 2011 年度に計画している日本語版ホームページのリニューアル、また外国語版ホームページの充実において、「教育情報の公表」サイトを、より情報が集約され見やすいサイトとなるよう、運用面を含めて改善する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ より一層の浸透を図るために、学部・研究科の特性と個性、それを担う個々の教育の特性と個性を前提として、現状の反省や改善、また、新規の取組みの方向性を示すために、全学の教育目標をよりわかりやすく提示する方策を継続して実施する。
- ・ 「個を強くする大学」という教育目標についても、教育開発・支援センター等を中心に、中期的な具体的な目標を示し、人材育成の具体的展開をはかるための検討を行う。
- ・ 広報紙誌においては、学生、父母、校友、教職員をはじめ、広く社会とコミュニケーションをはかるための参加型ツールとなるよう施策を講じたい。また、本学をとり巻くステークホルダーが明治大学に好感を持ち、本学を支援したくなるようなコンテンツを発掘・発信するとともに、そのためのヒューマンネットワークを活用したスキームの確立に取り組む。

5 根拠資料

- 資料 1－1 明治大学グランドデザイン 2020—ビジョンと重点施策—（『学長室だより』, No. 94, 2011 年 5 月, 4 頁）
- 資料 1－2 資料 1－1, 6 頁
- 資料 1－3 明治大学学則別表 9
- 資料 1－4 明治大学大学院学則別表 4
- 資料 1－5 明治大学の将来のために（『学長室だより』, No.58, 2004 年 5 月, 1 頁）
- 資料 1－6 2005 年度教育・研究に関する年度計画書の策定にあたって（学長方針）（「2005 年度教育・研究に関する年度計画書」 1 頁）
- 資料 1－7 キャンパスハンドブック 2011（「明治大学発祥の碑」 1 頁, 「明治法律学校設立の趣旨」 71 頁, 72 頁）
- 資料 1－8 明治大学ホームページ「教育情報の公表」
<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/index.html>
- 資料 1－9 「学長スタッフによる教学政策に関する社会への発信」（学長スタッフ会議

全学報告書

(2009-33), 資料)

資料 1-10 明治大学ホームページ「学内ニュース解説」

<http://www.meiji.ac.jp/gakucho/activity/2011.html>

資料 1-11 改善アクションプラン（3カ年計画）（明治大学自己点検・評価委員会，2010年12月）

資料 1-12 2010年度学長室自己点検・評価報告書（「自己点検・評価及び認証評価制度の定着」2頁）